

報告項目	報告内容
会員名	松本 隆則
登録番号	1 5 2 0 1 2 1 7
所属単位会	岐阜県行政書士会
事務所名称	行政書士マツモト・オフィス
事務所所在地	岐阜県瑞穂市古橋 1 5 1 0 番地 8
処分年月日	令和 7 年 4 月 2 2 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	1 依頼者の建設業許可申請の業種追加において、申請していないにもかかわらず、申請した旨を依頼者に伝え、岐阜県の収受印の押された申請書の画像を作成し、依頼者に電子メールで送信した。この行為は行政書士の信用と品位を害する行為である。 2 建設キャリアアップシステム技能者登録代行業務において、依頼・費用等受領から数か月経過したが、手続きがされていないことから、本会に苦情申立があった。苦情申立後に手続きはされたが、相当期間の遅延があったと認められる。また、職務の処理が速やかに出来ない時の対応を含め経過や重要事項について依頼者への報告が十分とはいえなかった。 3 複数の会社から、業務を依頼し費用等を先に支払ったが、依頼した申請がされず、支払った費用等の返金もない等の苦情があり、誠実な対応を求めたが、現在誠実な対応がされたとは判断できない。 以上より、会員は行政書士法や岐阜県行政書士会会則（以下「会則」という）に違反していることから、会則に基づき上記の処分を行う（会則第 9 条、第 1 0 条）。
処分根拠となる法令や会則の条文	・行政書士法第 1 0 条（行政書士の責務） ・岐阜県行政書士会会則 第 4 8 条（責務） ・岐阜県行政書士会会則第 7 0 条（会則等の遵守事項）